

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

167

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

大気汚染防止法による県の情報提供要求権限の拡大

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

大気汚染防止法に、都道府県についても国と同等に関係行政機関への資料提出の要求等ができる旨を規定すること。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

大気汚染防止法では石綿排出等作業の発注者に対し、都道府県知事への届出を義務付けている。また、同法では、国や都道府県は法律の目的を達成するため必要があると認める時に、必要な資料や説明を関係自治体に求めることができるとしている。しかし、国は求められる資料等に制限がないが、都道府県は限定列举されたものだけである。

## 【支障事例】

各自治体が定める個人情報保護条例の中には、法令に定めのない場合について個人情報の目的外利用を制限している場合がある。

本県では大気汚染防止法の石綿に関する届出漏れを防ぐための独自の取組として、石綿含有建材の有無について記載がある建設リサイクル法の届出情報の提供を年間1,200件程度、一部の特定行政庁(建設リサイクル法の届出が権限移譲されている市の一部、詳細は別紙参照)に求めている。しかし、個人情報保護条例の規定により法令に定めがないと判断され情報提供を拒否される可能性がある。情報提供を拒否されると届出漏れの把握に支障が生じる。

また、国は特に制限なく情報提供依頼の権限があるにもかかわらず、都道府県の権限は制限されており地方に対する過度な規制であると考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県も国と同等に関係行政機関への資料提出の要求等ができる旨が大気汚染防止法に規定されれば、確実に無届工事を探知でき適切な作業を指導できる。これにより、石綿排出等作業からの石綿飛散を未然防止でき県民の健康を守ることができる。

根拠法令等

大気汚染防止法 第18条の15(特定粉じん排出等作業の実施の届出)、第28条(資料の提出の要求等)  
建設リサイクル法 第10条(対象建設工事の届出等)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

徳島県

○【制度改正の必要性】民間建築物におけるアスベストの使用状況の把握について、各自治体を持つ情報の提供を依頼する場合、法令に定められていないと別途協議は必要であったり、今回の提言と同様に個人情報保護条例により提供が認められない場合が生じることが懸念される。今後、アスベストを含有した建築物の解体等の増加が見込まれることから速やかな情報の収集のために自治体の資料の提供について制度に盛り込む必要がある。

#### 各府省からの第1次回答

大気汚染防止法第28条第2項の規定は、都道府県知事が措置権限を持つ特定粉じん排出等作業等の規制に関し、同法による規制等を円滑に実施するために必要であれば関係行政機関等に協力を求め、あるいは意見を述べる旨を明らかにするものであり、「特定粉じん排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力」は、特定粉じん排出等作業の届出が行われた工事に係る資料の送付に限定されているものではありません。従って、制度改正は必要ないものと考えます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県の提案について、現行法令において支障はないとの回答であるが、以下の2点について支障があると考えられる。

1 都道府県知事がその役割(措置権限)に応じた資料の提出の要求等ができる規定としたのが法第28条第2項であるとのことである。

同様に、環境大臣がその役割に応じた資料の提出の要求等ができる規定としたのが法第28条第1項であると思われる。

しかし、2項と1項を対比してみると、都道府県知事がその役割に関する限定列挙されたものしか資料の提出の要求等ができないのに対し、環境大臣は法に関わることであれば制限なく資料の提出の要求等ができる読み取れる。

環境大臣が制限なく資料の提出の要求等を行えるのであれば、法の目的を達成するため、都道府県知事も同等の権限を持つべきである。

2 特定粉じん排出等作業の届出漏れを防止するために、建設リサイクル法の届出情報(工事ごとに特定粉じん排出等作業の有無が混在)を得ることが法第28条第2項において認められているとのことである。

そうであれば、混在している特定粉じん排出等作業がない建設リサイクル法の届出情報を要求することは、法第28条第2項にある「状況等」の「等」で斟酌することになると思われるが、そのように拡大解釈ができるのか疑わしく、情報提供を拒否される可能性がある。

実際に個人情報保護条例の規定により法令に定めがないと指摘を受けたこともあり、広く一般に拡大解釈が可能であると理解されているとは言い難い。

こうした状況を踏まえ、法改正すべきと考えるが、改めて見解を示されたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

大気汚染防止法第28条第2項の規定は、都道府県知事が、法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府県知事が措置権限を持つ特定粉じん排出等作業等の規制を円滑に実施するため、関係行政機関等に協力を求め、あるいは意見を述べる旨を明らかにするものです。このため、「特定粉じん排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力」は、法律の目的を達成するため必要があれば広く求めることができると考えられるため、建設リサイクル法に基づく解体等工事の届出の情報は同規定に含まれると解釈して差し支えありません。この解釈については、通知により都道府県に周知することとします。

従って、本法律の改正は必要ないものと考えます。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【環境省】

(1) 大気汚染防止法(昭 43 法 97)

都道府県知事が関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して行う資料の提出の要求等(28 条2項)については、この法律の目的を達成するために必要と認めるときは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平 12 法 104)に基づく解体等工事の届出の情報についても、同項に基づく要求が可能であることを、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。